

総 基 料 2 7 0 号
平成30年12月18日

西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 小林 充佳 殿

総務省総合通信基盤局長
谷脇 康彦

第一種指定電気通信設備との接続の業務の適正化について（指導）

電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第33条の規定により、貴社は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者として、接続料及び接続条件について接続約款を定め、認可を受けることが義務付けられている。今般、平成29年12月18日付け東相制第17-00083号により東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）から申請のあった接続約款の変更に係る意見募集及び再意見募集に対し提出された意見及び再意見における指摘を契機として、同社の第一種指定電気通信設備であるNGN（次世代ネットワーク）の網終端装置（PPPoE方式により行う接続に用いられるIP通信網終端装置をいう。以下同じ。）のうち「C型」、「C-20型」、「C-50型」等の名称で同社から他の事業者に対し周知又は説明が行われているものに関し、同社の認可接続約款等に規定する接続機能（以下「インターフェース付与機能」という。）（※1）に係る接続料として他の事業者に請求している金額について確認したところ、これらに対応する実際の網終端装置は全て同一の種類であり、インターフェースの帯域等の技術的仕様も全て同一であるにもかかわらず、同社が自らの判断で設定する増設基準（※2）が異なることを理由として、異なる額が請求されている運用実態が認められた。そのため、接続協定の規定に従った「適正な原価」の考え方に基づくものではない額が請求されているのではないかとの疑いが生じたところである。

※1 NTT東日本の認可接続約款等における「料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料 1 適用 1 - 1 網改造料の対象となる機能 (53) ア IP通信網終端装置 (ウに定めるもの以外) に協定事業者との PPPoE接続のためのインターフェースを付与する機能」（平成30年6月15日から実施し、同年4月1日に遡及して適用する変更が行われる前の認可接続約款等においては、「料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料 1 適用 1 - 1 網改造料の対象となる機能 (53) ア IP通信網終端装置に協定事業者との接続 (PPPoE方式により行うものに限ります。) のためのインターフェースを付与する機能」）を指す。

※2 網終端装置1台当たりのセッション数がそれに達すれば、NTT東日本又は貴社が増設に応じることとしている閾値

この疑いに関する調査の中で、平成30年6月14日以前は、認可接続約款等において増設基準の設定を認める根拠（法第33条第4項第1号ホに基づくもの）がなかったため、増設基準が異なることを理由として異なる額が請求されていた運用実態に照らし、

増設基準が接続条件であったとすれば、接続条件について認可接続約款等に定めを置くことを義務付ける法第33条第2項の規定との関係で問題となり得るという点が改めて浮かび上がった。これについて、NTT東日本及び貴社は、関係団体等による指摘に対し増設基準が接続条件であるとは認めていなかった（※3）が、その後の調査の過程において、NTT東日本については、少なくとも平成25年8月以降、その増設基準の一部について、これを満たした場合に増設が可能である旨が同社の認可接続約款等に基づく接続協定の一部を構成する技術条件（「相互接続協定書」に基づく「技術条件等」）の内容として他の事業者に周知される場合があったなど、運用上、増設基準が接続条件として扱われていたと認められた。そのため、同社については、少なくとも同月以降平成30年6月14日までの間、同技術条件等に掲載されていなかった増設基準について、法第33条第2項の規定に違反して、認可接続約款等における根拠がなく設定されていた状態であったと言わざるを得ないと判断したところである。

※3 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案（平成30年度の接続料の新設及び改定等）に対する意見募集及び再意見募集における（一社）日本インターネットプロバイダー協会等からの「意見8」並びにそれに対するNTT東日本及び貴社からの「再意見8」を参照。

これとの関連において、貴社においても、少なくとも平成29年6月以降、NTT東日本と同様の周知用資料（※4）を用いて、貴社の設定する増設基準の周知又は説明が行われている実態が認められるところ、当該増設基準の性質についてNTT東日本における増設基準のものと異なる点は認められず、増設基準が接続条件として扱われていたと認められる。しかしながら、貴社においては、その設定する増設基準が、平成30年6月14日以前において認可接続約款等又は認可接続約款等に基づく他の文書等に基づいていた事実が認められない。

※4 増設基準等の一覧を可能とするため、総務省「接続料の算定に関する研究会」での指摘を受けて自主的に作成された資料。なお、同資料が自主的に作成されたこと自体は、評価されるべきものである。

したがって、貴社においては、少なくとも平成29年6月から平成30年6月14日までの間、インターフェース付与機能に相当する貴社の機能に係る接続料を取得するに当たっての接続条件であった増設基準について、貴社の認可接続約款等に根拠がなかったという法第33条第2項の規定に違反する状態があったと認められるところ、貴社において第一種指定電気通信設備との接続の業務に関し不当な運営が行われ、その事業の運営が適正かつ合理的でなかったと認められるため、下記のとおり、適正化のための措置を講ずるよう求める。

記

法第33条第2項の規定に対する違反に至った原因を究明するとともに再発防止策を講ずること。また、原因究明の結果及び再発防止策の内容を平成31年2月末までに報告すること。

(注) 報告内容については、非公表とすることにつき正当な理由がある部分を除き公表することがあるので、非公表を希望する部分がある場合は、理由とともに明示されたい。

以上